

城	宮				崎				長				島		廣		屋		古		
計	秋田	岩手	山形	福島	宮城	沖繩	宮崎	鹿児島	熊本	大分	福岡	佐賀	長崎	計	鳥取	島根	山口	廣島	計	岐阜	三重
1103	69	25	34	99	76	73	21	56	62	26	26	34	71	589	145	110	219	225	351	70	157
276	42	37	47	74	76	370	5	38	43	59	78	87	42	292	38	68	71	115	160	30	78
10	1	1	3	5	53	1	4	5	4	8	17	2	22	33	9	2	8	14	23	7	10
1	1	1	1	1	5	6	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	1
5	2	3	4	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	3	1	1	1	1	3	1	1
8	1	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	63	1	62
430	71	66	58	106	129	1010	22	85	103	161	137	248	104	255	30	56	73	96	292	61	111
3848	869	413	696	970	900	7710	218	733	1008	1387	2246	418	972	5199	777	1044	1279	2099	3735	872	1337
9	1	1	5	2	7	1	1	1	3	2	1	1	1	2	1	1	1	8	4	1	3
4890	1054	544	838	1265	1189	9899	267	918	1111	1743	2317	576	1264	6383	999	1282	1552	2550	4624	1044	1761
413	74	36	98	95	110	680	15	89	79	98	156	42	90	392	61	94	97	140	265	76	88

名	阪				大				京				東				院			
愛知	愛媛	香川	高知	徳島	和歌山	富山	石川	福井	滋賀	岡山	兵庫	奈良	大阪	京都	計	新潟	長野	山梨	静岡	地方
224	2507	181	153	94	170	159	48	67	34	104	344	224	74	693	162	1398	93	144	64	215
52	961	59	89	57	34	40	66	21	57	55	59	152	43	178	51	783	81	125	30	44
6	69	4	2	9	5	3	3	7	10	1	2	9	4	10	1	63	13	11	1	8
1	7	1	3	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	29	1	2	1	1
2	24	3	1	1	1	1	2	2	7	8	6	6	6	6	1	1	1	2	1	1
1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1
1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1
109	1011	33	121	75	91	49	38	44	102	99	166	138	188	96	1406	95	196	83	90	857
2526	2827	1228	1555	1999	1155	625	575	487	959	2199	2199	581	3371	1387	2196	1156	1422	466	857	857
1	35	4	1	1	3	2	3	2	1	3	1	7	7	52	15	3	3	1	1	1
1819	1580	1538	1483	1440	1367	792	713	636	229	2741	2709	846	4453	1697	2572	1356	1633	647	115	53
101	1572	81	81	97	76	70	70	27	73	196	170	64	359	170	1296	184	64	64	53	53

院 所	地方		皇室ニ對スル罪	靜謐ヲ害スル罪	信用ヲ害スル罪	健康ヲ害スル罪	風俗ヲ害スル罪	死屍ヲ毀棄シ及ビ墳墓ヲ發ル罪	商業及ビ農工ノ業ヲ妨害スル罪	官吏瀆職ノ罪	身體ニ對スル罪	財產ニ對スル罪	軍人ノ罪	合 計	上ノ内刑ヲ科セザル者
	青森	北海道													
總 計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治二十年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治十九年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治十八年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治十七年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治十六年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

本表ハ對審裁判ノ者ノミヲ掲グ
 表中軍人ノ犯罪トハ陸海軍々人ノ違令及ビ暴行又ハ徵兵故ナク徵集ノ期ニ後レ或ハ歸
 休兵豫備後備ノ軍籍ニ在リ召集ノ期ニ後ル、者等ナリ
 右ノ外舊法ニ正條アルモ新法ニ正條ナキ被告人十八年ニ一人十七年ニ九人十六年ニ三
 十四人アリ

區 別	重罪裁判所		輕罪裁判所		合 計
	男	女	男	女	
一 度	一、九八八	一、九三三	三、七二六	一、五九二	五、三一九
二 度	四、三三三	二、一三三	九、〇四四	四、七九六	一三、八四〇
三 度	一、八六六	三、三三三	三、三三三	二、二二二	八、九二二
四 度	七、四四四	二、二二二	一、五五五	一、〇〇〇	一、一〇〇
五 度	三、三三三	一、一三三	七、七七七	二、二二二	一、〇〇〇
六 度	一、一三三	一、一三三	四、四四四	一、一三三	一、一三三
七 度以上	九	一	一、五五五	一、八八八	六、六六六
合 計	二、七三〇	二、〇九九	六、六八一	七、五八八	一三、二一八

第三二二 重輕罪被告人處刑ノ度數 明治二十一年

區 別	重罪裁判所		輕罪裁判所		合 計
	男	女	男	女	
一 度	一、九八八	一、九三三	三、七二六	一、五九二	五、三一九
二 度	四、三三三	二、一三三	九、〇四四	四、七九六	一三、八四〇
三 度	一、八六六	三、三三三	三、三三三	二、二二二	八、九二二
四 度	七、四四四	二、二二二	一、五五五	一、〇〇〇	一、一〇〇
五 度	三、三三三	一、一三三	七、七七七	二、二二二	一、〇〇〇
六 度	一、一三三	一、一三三	四、四四四	一、一三三	一、一三三
七 度以上	九	一	一、五五五	一、八八八	六、六六六
合 計	二、七三〇	二、〇九九	六、六八一	七、五八八	一三、二一八

第三二三 諸規則違犯被告人數及人員 明治二十一年

種 別	前年ノ殘		本年合計		檢察官ノ請求ニヨリ判決ニヨリ	豫審判事ノ會議局ノ判決ニヨリ	大審院ノ判決ニヨリ	關席裁判ニ付故障申立	前年ノ殘	本年合計
	男	女	男	女						
總 計	八二七	三、一七五	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	一、〇〇〇	三、三三三	三、三三三
對 審 席	五八八	二、五四八	二、六〇六	二、五七二	二、五七二	二、五七二	二、五七二	一、〇〇〇	二、五七二	二、五七二
明 治 二 十 年	一、一四二	四、三三三	四、三三三	四、三三三	四、三三三	四、三三三	四、三三三	一、〇〇〇	四、三三三	四、三三三
同 十 九 年	一、二六七	五、九八二	六、一〇九	六、〇三〇	六、〇三〇	六、〇三〇	六、〇三〇	一、〇〇〇	六、〇三〇	六、〇三〇
同 十 八 年	一、五六〇	七、九〇三	八、〇五九	七、九五四	七、九五四	七、九五四	七、九五四	一、〇〇〇	七、九五四	七、九五四

第三二四 諸規則違犯被告人犯狀及言渡區分 明治二十一年